

注記：本論考は日本国際問題研究所の見解を代表するものではありません。

## 「現状維持」と「平和的変更」再考——東アジア近現代史の視点から

帯谷俊輔

(成蹊大学法学部准教授)

近年、G7 や日米首脳会談の声明において「力又は威圧による一方的な現状変更の試み」への反対というフレーズが定着していることに見られるように、「現状維持」の追求が前面化している。1930 年代、冷戦初期に続くこの関心の浮上は、「現状維持」がリベラル国際秩序擁護のイデオロギーであることをよく表している。一方で、入江昭が 1960 年代に指摘していたように、経済的变化、社会的変化をもたらすリベラリズムは必然的に「現状維持」を突き崩す。そしてこの矛盾を解決するはずの「平和的変更」への関心は、1950 年代の冷戦最盛期には既に後景化していた。本報告は、本来矛盾するリベラリズムと「現状維持」の結合をもたらしたのは何か、そして矛盾を内包したまま存続を可能とした要因は何か検討した。加えて、経済的膨張による非常に大きなパワーシフト（20 世紀後半の日本、21 世紀に入ってからの中国）を経験しつつも領土的現状がおおむね維持されつつ、近年実効支配においては維持が危うくなりつつある東アジアを事例として、領土的「現状維持」を前提とした「平和的変更」が成立し得る条件を考察し、加えてその条件に現在の状況が当てはまっているかを検討した。

「平和的変更」論は、第一次世界大戦以後の武力による領土の変更を禁止する戦争違法化と領土保全という 2 つの法規範の定着と、変化を尊び歓迎するリベラリズム及び 19 世紀後半以来の「動態的国際法」にも見られるような「現状維持」を悪しき硬直化とみなす概念が矛盾しかねないと考えられたからこそ生まれた。そのなかで、第一次世界大戦中に経済的膨張に成功した日本は、領土的現状を受け入れたうえでむしろ経済による現状変更の追求構想を抱いていた点で先駆的であった。

1930 年代に入る頃には、主権の尊重と領土保全原則、そして戦争違法化に則る限り、中東欧の国境線の同意に基づいた変更は極めて難しいことが明確になっていた。それが武力の脅迫や行使による変更の可能性を高めるとともに、領土や国境の変更を伴わない経済的な「平和的変更」構想の百花繚乱状況を生み出した。また、「現状維持」も領土保全原則と結びつき、かつ経済的「平和的変更」と機能を分担することで正当化され始める。

しかしながら、ミュンヘン会談によって「平和的変更」の負った汚名と、冷戦期の二極による核対峙が「現状維持」が単独で先鋭化する状況をもたらした。これによって、リベラル陣営による「現状維持」というスローガンが本来孕んでいた矛盾は見失われた。加えて、「固有の領土」言説による領有権主張の応酬が領土保全原則の紛争抑止機能をかなりの程度無効化する東アジアにおいても、戦争違法化を憲法体型の根幹に外挿された日本が著しい経済的膨張を経ても武力やその脅迫による変更を試みないことで、領土的「現状変更」と経済的「平和的変更」の緊張関係を表出させなかった。

いま、自らが「固有の領土」と観念する地域の「回復」に動く中国の経済的膨張が不可視化されていたその緊張関係を目の当たりにさせていることが、「現状維持」の危機をもたらしている。本来領土保全原則とそれを支える明確に定まった領土、戦争違法化原則、そして冷戦期には核対峙が経済における大変動にもかかわらず領土的「現状維持」を支えていた。これが現在の東アジアでどれだけ成立しているのか問われているのである。